

会 議 録

会議の名称		第8回小金井市立保育園の在り方検討委員会
事務局		子ども家庭部保育課
開催日時		令和7年3月13日（木）午後7時00分～9時29分
開催場所		小金井市役所本庁舎3階第一会議室
出席者	委員	委員長 普光院 亜紀 委員 副委員長 渡邊 嘉二郎 委員 委員 大前 優香 委員 古山 幸恵 委員 尾高 真奈美 委員 田中 浩司 委員 八木 尚子 委員 水津 由紀 委員
	事務局	子ども家庭部長 堤 直規 保育課長 中島 良浩 保育課保育係主任 松本 俊介 小金井保育園園長 小方 久美 さくら保育園園長 柴田 桂子 株式会社黒崎事務所 黒崎 晋司 株式会社黒崎事務所 田中 史志
欠席者		
傍聴の可否		<u>可</u> ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数		21人
会議次第		1 前回までのまとめ＜5分＞ (1) 会議録の確定 (2) 前回までのまとめ ・ 課題のまとめ ・ 答申案の骨子案 2 【協議事項】役割実現に向けた課題及び在り方の整理・検討＜100分＞ (1) 委員からの意見について（資料58）＜30分＞ 6委員からの意見等 (2) 答申案骨子案（たたき台）について（資料58）＜70分＞

	委員意見を踏まえた骨子案、役割と区域分け等 3 【協議事項】第2回市民ワークショップの開催について＜10分＞ 日時等、参加募集・申込状況、当日の進め方、資料等 4 その他＜5分＞
発言内容・ 発言者名（主 な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	資料58 第8回在り方検討委員会に向けた意見聴取まとめ 資料59 市立保育園職員アンケート結果 資料60 小金井市における子育て支援拠点事業等の状況 資料61 市立保育園の職員配置と施設の状況等 資料62 小金井市立保育園の役割と在り方について（答申）骨子案 資料63 市立保育園の配置イメージ 資料64 都内26市における公立保育園の状況 資料65 第2回市民ワークショップ企画（案） 資料66 令和6年度 年度途中入園の申し込み等状況
その他	なし

第8回小金井市立保育園の在り方検討委員会 会議録

令和7年3月13日

開 会

○普光院委員長 それでは第8回小金井市立保育園の在り方検討委員会を開会いたします。
欠席等について事務局から報告をお願いします。

○堤子ども家庭部長 本日、欠席等の連絡はいただいております。

○普光院委員長 では1の前回までのまとめに入っていきます。
まず会議録の確定です。前回の会議録については皆様からいただいている内容を修正し、委員長確認の上で確定したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○普光院委員長 それではこちらについては委員長にて確認した上で確定とさせていただきます。確定した前回の会議録については原則翌日中ですが、今回やや遅れるかもしれませんが、事務局にて市ホームページにアップするということですのでよろしくお願いいたします。
次に(2)前回までのまとめについてです。
事務局から説明をお願いします。

○堤子ども家庭部長 次第の方に書かせていただいたとおりですが、第7回委員会では、委員からのご意見を踏まえて役割をブラッシュアップしております。その上で答申案の骨子案を示してそれについて委員からの意見の聴取、課題について、それから在り方についてご意見をいただきました。そちらについては後ほどご説明しますが、資料58としてまとめております。

○普光院委員長 それでは2の協議事項に入ります。2の協議事項は役割実現に向けた課題及び在り方の整理・検討です。前回の委員会後にご意見をたくさんお出しいただきましてありがとうございました。次第に沿って議論を進めていきたいと思っています。
まず委員の皆様からのご意見をまとめた資料58について事務局から説明をお願いいたします。

○堤子ども家庭部長 事務局です。
資料58としてまとめておりますが、皆様からいただいたご意見について概略を説明させていただきたいと思っています。その上で、骨子案について委員のご意見を踏まえた修正を委員長の方からいただいたところですが、それに関連した補足を後でいただければと思っています。

まず答申骨子案たたき台の1から3に対する追加修正についてです。こちらについては、八木委員、水津委員、大前委員、古山委員からそれぞれご意見をいただいております。

八木委員からは不適切保育、不正の防止は質の向上に向けて記載すべきではないだろうかということがありました。また園舎の老朽化、さらなる財源の確保・困難は決して避けて通れない問題であるということをご意見としていただいております。

水津委員からは、不適切保育の防止は公立園の役割ではなくて行政の責務ではな

いかということが指摘されています。それから市立保育園の役割について上からの意見とならないよう、フォロー体制というニュアンスを込めるというご意見でございました。

大前委員からは障がい児の増加に伴う加配児の枠の増加、医療的ケア児、発達障害児枠の拡大を追加、量の問題と質の問題の書き分けをするということ、不安定な雇用状況による慢性的な保育人材の不足、国の施策等々の関係では、医療的ケア児支援法の施行、障害者総合支援法の改正等を追加するということがご指摘されています。古山委員からは、取り巻く課題について、段階的縮小が進み、被害を受けている原告父母及び在園家庭、市民がいずれもいるというご意見でございました。

次に2番、答申骨子案の追記事項についてでございます。

こちらは八木委員の方から5園の存続に固執することなく役割実現の提言を、また公立園は市全体の保育の質の向上に資する存在であって欲しいというご意見です。

水津委員からは、拠点となる園以外は子ども若者施策に関する複合施設化、拠点園は地域の状況等を踏まえて選定し施設の改善、人員確保をというご意見です。

田中委員からは、5園維持の立場から複合型児童福祉施設化案、小規模化案をご提案されていまして。複合化では公立保育園と児童館、小規模化では在園児に不利益のない形での定員減少というご意見です。

大前委員からは課題の文書案及び役割1から4の課題、在り方の対応策を具体的に列挙していただいています。市内全域で保育所保育指針の小金井市保育の質のガイドラインに準拠できていないとのご指摘です。

ただこれについては、事務局から一言申し上げさせていただきますと、ガイドラインの準拠については確かに課題のあるところかもしれませんが、市内全域で準拠できていないというのは少し強い表現かなと思っております、概ね市内保育施設ではガイドラインに沿った保育がなされている、それをさらに高めていく必要があると思っております。

またA Iの活用等についても指摘されてます。大前委員、余談ですみませんが、児童相談所についても記載がいただいておりますが、A Iを虐待判定に活用しようという国の研究について、10億円をかけたのですが断念というのがあったところです。指摘されるDX、A Iの活用というのはまさに我々課題だと思うのですが、この辺の技術面ではまだまだ課題があるという認識があり、行政としても注目してることだけは触れさせていただきたいと思います。

古山委員から課題、在り方を具体的に列挙していただきました。0～5歳児の人口に対して公立保育園が小金井市は少ない等のご指摘でございます。こちらについては後で触れますが、事務局としても資料64を用意させていただいております。

それから3として、答申骨子案たたき台の議論に必要な資料について、8から9ページのとおりに挙げていただきました。こちらについては、この後答申骨子を固めて素案化していく過程に必要なものについて今日の委員会の方で必要なものというものを委員会としてもご議論いただければと思っております。

そして4、その他のご意見として渡邊副委員長から答申が実効的になるための三条件が示され、その上で6つの提案をいただいております。特に提案5としてホロンという考え方が示されております。相互の理解、民間園と公立園と行政、関係機関も含めてということになると思いますが、そういった理解が役立つということのご指摘だと思います。ホロンというのは、細胞と個体の関係と調べましたら出てきましたけれども、個々の自律性を持ちながら全体として調和協調しているような関係のこととありました。これは公立園、民間園、行政関係機関の関係を築く必要性についてのご指摘と受けとめております。またこの考え方は骨子案の方にある

委員長が作ってくださったフレーズにも繋がってくるものと思っております。

古山委員の方からは、保育士の確保という観点から公立園を魅力的な職場とするための取組が必要だと指摘をいただいています。

主なところとしてご説明いたしましたが、補足説明等いただければと思います。

○普光院委員長 今、ご説明いただきましたけれども、私の方では皆さんのご意見を拝見して、その上でこの後ご説明いただく骨子案を手直ししたり、書き足したりいたしました。また、コメントとしてご意見をこう取り入れましたとか、あるいは、ここはこう考えるので入れられませんでしたなど、一定程度回答させていただきながら書いたつもりです。もちろん全部は拾えていないかと思いますが、そこも踏まえて、できたら骨子案との関係で特に言いたいこと、ここが特に大事、ここが拾われてないのはどうなのか、そういう形で、今後の議論に繋がるような形で今出していただいているご意見を補足していただければと思っております。各委員、申し訳ないんですが三分程度でお願いできればと思っております。

それでは大前委員からお願いします。

○大前委員 私の意見として、絶対に入れて欲しいところは障がい児の増加、医療的ケア児の増加のところです。

前回もお話しましたが、質の問題だけではなくて質の問題を問う前にまず枠として、人数自体が増えているので量的問題としてきちんと捉えて欲しいというのがあります。障がい児の増加に伴う加配児枠の増加と医療的問題と、それに対応する保育の質の向上という質の問題とはまた別の問題なので、2つをしっかりと分けて明記していただかないと今後の支援策等を行うのに具体的に質の問題だけだと支援の枠組みで何名配置が必要かがわからない。混ざってしまうのでしっかりと分けていただきたいと思っています。

保育士の定員が割れているということに関して、そこも触れて欲しいのですが、民間園移行時の話で、10年ぐらい前から、正規職員の定員枠を任期付き職員に変更しています。14名ほどの枠を正規職員から任期雇用に変えていますので、それによる廃園縮小問題も関わってより不安定な雇用状態であるということで、人員確保が進まないというところを今までの課題として、問題として挙げていただきたいと思っています。

1から3に関しては、園舎の老朽化、財政確保の困難というところが上がっていると思うんですけれども、財政確保困難というのは、今までの資料に挙げられていないので、何をもって財政確保の困難というのかは、私たちは資料として提示されていないので、今まで園舎の建て直しに幾らかかるという資料はいただきましたが、それがどのように市の財政と関わっているのか、どれだけ負担を圧迫しているのかというの示されていないのでそこに関しては問題としてしっかり挙げられないと判断しかねるので、ここは皆さんと確認して、省いていただきたいなと思っております。

○普光院委員長 ありがとうございます。
古山委員をお願いします。

○古山委員 意見聴取のところで出した部分については、特に補足やこの場で追加はございません。出したもののところでご理解いただければいいと思っています。

大前委員が3点お話しされたと思うんですけれども、2点目の保育人材の不足というところが、資料58の大前委員の黒丸2つ目の③の保育人材不足というところ

のお話だと思っています。ここの部分については、私からも少し補足させていただければと思っています。

大前さんが書かれているのは、前回、私がこの場で段階的縮小に合わせた採用調整が行われているのではないかというニュアンスの話をして、すみません、細かくは覚えてないのですが、それに対して堤さんより、そういったことは行っていないという回答があり、それで委員から安心しましたというやりとりがありました。私、腑に落ちなくて改めて確認をしたんですけども、今、大前さんがおっしゃったように、総合的見直しが入ったとき、当時は民営化でしたけれども、そのときに正規職員、保育士93名のうち14名を任期付に変えています。資料61の職員配置の状況の保育士、一般任期合計で市の定数14となっているこの部分が民営化を前提に組合合意をされて、93名のうち正規だったのが14名任期付に変わっているという状況です。この14人の任期がいつまでなのかといったときに、令和9年3月末までとなっている。なぜ令和9年3月末までなのか、それは段階的縮小が完了をするタイミングだからです。これは第73回の運協で中島委員よりそのような説明がなされていました。なので廃園に向けて、正規の定数を減らす前提で今、廃園の手続きが進められている状況と認識をしています。任期付というのは、もともと育休代替のためにある制度であって、賃金は正規職員に比べて低いものであるという認識をしています。なので、まず保護者の立場としては、決まってもいないのに2園減らす前提で正規を減らすということ自体にやはり納得ができないですし、採用というところでは、すでに配置が決まっているのでそのような調整はされていないという回答になるのかもしれませんが、すでに配置計画自体が段階的縮小を前提とされているので、とてもではありませんが、保護者としては安心できる状況ではないというところだけお伝えをさせていただきます。

以上です。

○堤子ども家庭部長 よろしいでしょうか。事務局です。

14人が任期付職員化されたというのはご指摘のとおりです、その部分について説明が不足したのは申し訳ないかもしれませんが、ただ誤解を解いておきたいのは、行革2020のときに公立園を民間化となったときに、その連動の中で定員管理上任期付職員化されたということなので、現在の総合的見直し方針、段階的縮小に先立ってそうだったということです。ですので、14人の任期化が不安定化に繋がっているという認識をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、段階的縮小になってそうだったというのとは少し違うということは申し上げさせていただきたいのと、またそこで不安であるとか、現場でもいろいろタイミングをどうするかという難しさがあるのはそうだと思います、定員管理上は正規職員と任期付職員では同じ扱いをしています。そうすると施設がなくなる前提の中で、その職員数を抱え続けるのかという定員上の問題になるという側面があることは付言させていただきたいと思います。説明が不足した部分は申し訳なく思います。

○古山委員

前回の説明のところで、段階的縮小に合わせた採用調整はないという話だったかと思うのですが、ただやはり運協の中で保護者の質問に対して、その任期は段階的縮小に合わせて設定されているという回答があり、まだ決まっていないものに対して、そのようなことが今動き続けているというのは、前回の質問に対する回答の説明不足というところによるかと思うのですが、安心できる状況ではないと思っていますというところだけ、再度お伝えさせていただきます。

○普光院委員長 ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

○田中委員

私の方からは、3 ページの市立保育園の役割の位置付けというところで、私自身が提案した文言ではあるんですが、意見提案シートにもあったのですが、現状これインクルーシブになり得ていないというか、段階的縮小の中で、しっかりと対応できていないお子さんがいる中で、これを書くということ自体が矛盾してると思って。だからと言ってこれを消したいわけではなく、そのような矛盾を含んでいるということも含めて残していただきたいとは思っています。とはいえ、この後半の、保育所はこども家庭センターと連携しながら保育・子育て支援の役割を持つ、各公立保育所は行政機関としての役割を主体的に担い、というところは、しっかりと強調して残していきたいとは思っています。そういったやや矛盾をはらんだ文言であるということを再確認したということが1つ。

その下の市立保育園の役割の1のところの小金井市が巡回支援や指導検査を実施するための人材を育成するというところ、これは、やはり理解しにくい部分なので、他の方のご意見を聞いていても、指導するという言葉の課題がある。にしても、急に公立の先生が来て何か指導されてもというところで理解が止まってしまうので、ここは変な誤解を与えないように、もう少し理解をしていただけるような文言を加えるなりしていく必要があるのではないかと思います。

○普光院委員長 ありがとうございます。

少しだけ私からも補足させていただきますと、最後におっしゃった巡回支援指導のところについては、骨子案を少しいじっております。役割としては指導検査、これは都の検査に市の職員が同行するという形で通常行われてると思います。そして、市として行う巡回指導のようなもの、こちらについては保育課の仕事なんです。ただやはり現場を体験してる人がいないと事務方だけではできないことなので、だからその人材を育成するという書き方になってるわけです。このところはなかなかおわかりいただけていなくて、公立保育園の職員の方からも民間の園を指導するなんて向こうも望んでないし無理ですみたいなご意見もありました。ただ、他の自治体でも実際に公立保育園の職員がそのまま人事異動で行政職に入って保育課で仕事したり、あるいは、園長クラスが退職されてから再雇用で入ってこられて熱心に指導の業務を行っているというような状況が、私も先日、他の自治体の児童福祉審議会の会議で、おそらく再雇用の園長先生と思われるベテランの方が対応されていて、どうしてもこういうことが漏れてしまうなど、反省の弁を述べられていたり、とても熱心にやっておられる様子に心を打たれておりました。公立が民間を指導するというだけではなく、例えば、保育所保育指針のこの部分は実際にはどうということだろうとか、一緒に考えて、そしてアドバイスしていく人が必要だと思うのです。単に基準を満たしているか、満たしていないかだけが保育の指導ではないのです。その子ども一人一人にどのように対応できているのか、対応する方法は、例えばこの施設で子ども一人一人のニーズに対応するためにはどうしたら良いのかというようなことは、やはり現場経験者でないとわからないので、そのような人材が必要なのではないかと思っております。

八木さん、お願いします。

○八木委員

私は多分この答申案の前段階の部分にあたるところかなと思っていますが、その前段階のところでは、現状の問題とか課題は当然述べていかなければいけないかと思っています。ここにも書きましたが、まず1のところではリスクと現状と不足してる部分等々にも触れていくことは必要かと思いますが、その次の部分でも色々な

厳しいところばかりがクローズアップされていると感じていて、私としては不適切保育とか不正とかそういうことについて、小金井市としての保育の在り方の答申に、小金井市はこんな不正があるんだというところを取り上げる必要があるのだろうかという気がして書かせていただきました。どちらかというと、ここのところは現状を粛々と述べるべきではないかなということです。なのでもう1つの意見になります。保育人材の不足とか強化について課題でも出しているところは重なりすぎているのではないかと感じています。

この答申で大切なのは、この後の4と5になってくると思いますので、1、2、3のところは粛々と書く方がいいのではないかと感じます。国レベルではとか都ではとかそういう全体の流れを書くのも当然必要とは思いますが、小金井の、小金井らしさの現状というのを捉えておくべきではないかと私は思っています。答申は小金井らしさを出すような、小金井市ならではのというような答申になるといいと考えています。

○普光院委員長 ありがとうございます。

私からも1つ補足させていただきます。

不正について触れるのはどうかというご意見なのですが、小金井市の中で実際に不正が起こっている、不適切保育が起こっているということです。これは、子どもの権利の重大な侵害です、不正というのはお金の不正であっても、例えば保育士をここに何人配置してるからこれだけのお金を給付しますということで市からお金が出ているのに、実際にはその人数分職員を配置しないで、そのお金を受け取っているとすれば、本当であれば子どもはそこでもう少し手厚い保育が受けられるはずだったのに、それを受けられなかったというわけで、それはお金の不正であっても、結局、子どもの権利の侵害なのです。本来受けられるべき手厚い保育が受けられなかったということです。どこの自治体でも事件が起こったら第三者委員会などを設置して対応しているように、不正があったことについて目をつぶってはいけないのです。今、私も各地の事件の相談を受ける立場ですが、やはり自治体がいかにしっかり対応しないと再発防止はできません。その点、私は強く求めていくのが、子ども及び市民のためではないかと思っております。

○水津委員

私からは今、八木委員のおっしゃったことの、その反対な意味になるのかもしれませんが、小金井市が民間保育園に大きく委ねているからこそ、不正だったり、不適切保育というのはその中にあるものだと思っているので、そこに対して行政は毅然と立ち向かうという姿勢をここに載せるということはすごく重要だと思います。

そして私は公立保育園が指導するのではなくて、そのための人材を育成するのが公立保育園の役割だという先生がおっしゃっていることは理解しました。理解しましたが、この文章でそれが読み取れるかどうかというところが私の中でもまだ疑問があるというところと、あと保育園の先生方のアンケート結果を見ても、やはり横に並んで手をつないでネットワークを繋いでということを私たちはやりたいと思っているという意思はあると思いましたので、そこを基準に市立保育園の役割の重要なポイントとして挙げるということはとてもいいことだと思っています。

○渡邊副委員長 私の視点は少し違うのですが、将来的に小金井市の公立と民間の保育園が手を携えていけるようなシステムとは何だろうかということを考えて、その時に思いついたのが、このホロンシステムです。

ホロンシステムというのは、ネットで調べていただければ幾らでも出てくるので、関心ある方は調べてみていただきたい。一言で言うと、先ほど堤さんが言われ

たように、自律性を持ちながら全体がまとまっていくということです。その中では、例えば対立を対話に変えとか、そういうことも含まれますので、そういう視点をどこかで入れるか、入れなくても心の中に入れておいてもらえばいいのかなと思って、そういうことを提案させていただきました。

○古山委員 先ほど、出したものに対しての補足追加はありませんと言ったのはそのとおりなのですが、気になったので触れさせていただくと、1の(3)の小金井市の保育、地域子育て支援を取り巻く問題というところで、今、小金井市に起きている事実を粛々と書くとなったときに、やはり段階的縮小が進んでいるというところは、私は必要なかなと思っています。この後のパートで4の(3)の最後にさくら保育園在園児に必要な配慮を行うこととあり、ここの部分については、またこのパートで私からもお話ししたいと思っていることがあるんですが、はじめにのところで、専決処分について触れられるので、そこと繋がるのかわりませんが、さくら保育園在園児に必要な配慮を行うこと、これはもう絶対に必要なことなのですが、なぜそれが必要なかとなったときに、何が起きているのかという足元の課題をご理解いただくために、私は裁判の資料をここでは議論をしないけれども、今何が起きているそのために在り方検討委員会があるということも皆さんにご理解いただくために情報を共有させていただいたという経緯があるのですけれども、今、起きている事実の1つとしてやはり触れていただきたいと思います。

○普光院委員長 そのことは骨子案のところでご議論できればと思います。
次の議題(2) 答申骨子案(たたき台)についての議題の方に入っていきますが、今出していただいたことも含めて議論をしていければと思います。
この部分の議論は、資料中、3がなくなったので番号がずれていますが、1、2、3と4の部分に分けて議論したほうがよいのではないかと考えています。
それではまず1、2、3の部分について行ってきたいと思います。
事務局から資料の説明をお願いします。

○堤子ども家庭部長 それでは、在り方の前半部分について、まず先に在り方の前の部分に関する資料についてご説明した上で、骨子案のご意見を踏まえてもおりますので、資料62の在り方の前半部分についてご説明させていただきたいと思います。
まず資料59ですが、概略になりますけれども約80%の公立保育園の職員が回答した結果になります。まず1ページ目の4つの役割の実施の度合いについての認識の部分ですが、一部取り組んでいるという認識があらわれており、看護師のほけん根っとワークや栄養士のおいしい給食研究会などの実績もあるところです。その上で総じて在宅子育て支援の部分について、4つの役割のなかでも実施の認識が低めということになっているという状況です。また自由意見の方では、一言で言うと保育体制と園舎老朽化についての深刻な懸念が表明されているということになります。人材についての意見は35件、施設については23件ということで、かなり多く寄せられており、それだけ我々も重く受けとめなくてはけないと考えたところです。また個別のところでは、プールについては暑くて使えないとか安全管理の問題で懸念があること、それから小学生の居場所となっていくのに難しさがあることなども意見があったところです。詳細の方はお読みいただきたいと思います。
次に資料60について説明させていただきます。
小金井市における子育て拠点事業等の状況についてです。幾つかこの間いただいたご質問に答えるものとして作りました。まず小金井の子育て拠点事業としては現在、児童館でひろば事業として行っているところなので、事務報告書からその実施

回数等を拾ってきたものがこの1になります。4館合計で1, 275回実施しており、延べ2万7, 676人が利用したという実績になっているところです。この中で、保育園の方からひろば事業への派遣も行われるということになります。その次、2の部分は保育園における対応状況です。特別支援保育、給食アレルギー対応、エピペン対応、医療的ケア、一時保育について、こちら令和7年度の入所案内の方から拾った数字ですが、このような対応状況になっております。それから3、疑問に挙げられていました児童発達支援センターきらりの状態についてです。相談支援事業、親子通園事業、外来訓練事業、保育所訪問支援事業というのがありますが、こちらについて、待ちは一部であって長期間ではないと、この間、検討委員会で民間保育園の委員の方から出された待ちがあるというご意見との整合について聞き取った結果です。結論から言うと、児童発達支援センターきらりが実施している巡回相談キラキラサポートという事業があるのですが、こちらの方が当初は1年間で市内保育施設を全園回るとされていたようですが、実績は年間10、11園ということで、キラキラサポートを申し込んでも対応が待ちになっている。なお、巡回相談については、このキラキラサポートの方で年間10、11園利用してる他、公立保育園の全園とそれから民間保育園のうち10園についてはきり以外で、相談の先生を手配して巡回相談をしているという状況です。以上が資料60についてです。

次は資料61についてです。

こちらは役割や課題についての対応としてまとめさせていただいたものです。まず一番上は、小金井市立保育園の職員配置の状況を3月1日現在でまとめたところ、22人の欠員という状態になっているということになります。この原因としては、正規の育休病休についての代替の確保ができないというのが尾を引いているのだと思います。

それから真ん中のところが役割を実施していくために必要な人員としてはどのような配置が望まれるかというのを、たたき台として作成させていただいたものです。民間保育園の連携、役割1つ目に対応していくためには、保育士が各園1名程度必要であると思います。それから、巡回支援の対応につきましても、保育士2名程度の対応が必要だろう。これは保育課への配属になりますが、指導検査対応については、保育課の事務職員の他に園長経験者等の活用ということもありえるとは思いますが、保育士や現場がわかる人が必要であろう。難度の高い保育についても、各園看護師や保育士の配置が必要だろう。こども誰でも通園制度の対応でも保育士2名程度、子育て支援対応でも保育士1名程度、配置が重なる部分があるかもしれませんが必要であること。また職員アンケートの方でもそのための人員の確保が大事だというのが、再三懸念としても表明されていたところです。

3つ目の四角にあるのが施設の状況です。5園の建築年度、延べ床面積の上で現在の運営計画ではどういう位置付けになっているか、それを建て替えて長寿命化を目指した場合には、概算であります。現在の総合管理計画での単価を用いて試算するとこれぐらいの費用を必要とするというものでございます。最後が、施設整備に係る国の補助制度についてです。就学前教育保育施設整備交付金、こちらについてはこども誰でも通園制度を実施すれば公立保育園についても一定の補助が受けられるというものです。下の方は、一番補助率が高い部分でもあると思っていますが、子ども子育て支援施設整備交付金の方でございまして、放課後子ども児童クラブ、学童保育を設置すれば、かなり高い補助率で補助が受けられるというものでございます。こちらについては、1園に於いてこの両方を実施すれば6, 856万円の補助がされることになっております。また2つ目の四角のところの役割実現のために、例えば医ケア対応の配置等におきましては、一定の補助が出る場所なので

こういったことも財源という意味では加味されるところかと思っています。

資料66です。

こちらは現在の待機児童、保育の申し込み状態を確認するために出させていただいたものです。0歳児から5歳児について、各月において申込み数、募集枠数、内定数それから残枠数を示したものでございます。育児休業延長のための申込みが0歳児、1歳児の多数を占めると認識していますが、かなりの申し込み数に対して残枠数がゼロとなっているところもでございます。ただ0歳児、年度当初の申請数は66となっているとおり、3月のところで多くの申込をいただきながら、5月の最初の募集で空きが生じるというところもあるところでございます。

それでは、本題の資料62の骨子案をご覧ください。

はじめから3までの部分を説明させていただきます。4の在り方についてはこの後の議論としてご説明させていただきたいと思います。

委員からのご意見を踏まえて、委員長の方で修正いただいたもの、それからあと事務局として私の方でも考えさせていただいたところございます。どのご意見を反映したか等についてはコメントを書かせていただきますので、ご参照いただければと思います。第1回委員会の日付からすでに誤植がありまして大変申し訳ありませんでした。そういった誤植等も修正をしています。

主な内容面での修正点を申し上げますと、国の動きや施策を簡単に1の(3)で触れることにして、大きい2の国の施策等の関係というのを削除しております。次に1の(2)の②不適切保育、不正防止については触れなくてもいいという委員の意見もありましたが、市内でも発生してる重大事件のため残すものとした骨子案となっております。

2ページの1の(3)⑤、地域連携の部分では現在の実施状況、ほけん根っとうワークとかおいしい給食研究会がありますので、その状況と、その上でまだ不十分という形で具体的な書き方とさせていただきました。

3ページの2の(3)の表、市立保育園の役割の位置づけはコメントのとおり、相対化の提案を委員からいただいたところですが、公立保育園の位置付けを総合的に書くにとどめるとされています。また巡回支援指導とあったところに関連しては、学ぶつなげるというところを巡回支援とさせていただいて保育課で行う、国の定めている指導検査と分けた書き方にさせていただきました。国の事業としては、巡回支援指導となっていますがやはり市としては支援をする、学ぶつなげるという意味合いを前面にと考えての対応です。また文章化においても、そういったことが伝わる書き方が必要だと思っているところです。

4ページの方をご覧ください。小学生の居場所についてというところ、骨子案では委員長からも職員アンケートを踏まえて削除するか、という疑問符がありまして、ここについてはご意見をいただければと思っています。それから、災害時の対応についても市全体で対応しているところもありますので、一旦補うという形を付け加えております。

それから、5ページの3の(2)をご覧ください。保育所の人員不足の部分では職員アンケートを踏まえまして、欠員解消と新たな役割を担う人員の確保拡充が必要と書かせていただいたのと、それから(3)園舎の老朽化ではバリアフリー化が必要、福祉避難所等々になってきますので、そこについても触れさせていただく書き方となっています。

雑駁ながら、委員の主なご意見を踏まえた骨子案の修正ということについての説明は以上になります。

○普光院委員長 ありがとうございます。

私から質問をしてもいいですか。

資料60ですが児童館における乳幼児対象事業はかなり活発に行われてるということがわかりますが、この下の※印のひろば事業への派遣は看護師、栄養士、保育士など年に3回程度とあります。これは市立保育園から派遣を行っているという意味ですね。

それから資料60の2の保育園における対応状況というこの表の数字は、箇所数ということによろしいですか。

○堤子ども家庭部長 資料60の2については、園数ということになります。単位が入っていないので申し訳ありません。

○普光院委員長 それから3の児童発達支援センターきらりの状況ということで、この2行目の公立園及び民間園のうち10園が、きり以外で巡回相談を実施しているということですが、この費用はどうなっていますか。

○中島保育課長 公立保育園については直営部分になるので市の方で予算化をしています。民間保育園で、例えば心理士の方に巡回に来ていただくような謝礼、ないし、そういった経費については補助という制度で実施をしています。ただ民間保育園からその補助の金額が低いということで、不十分だというようなご指摘もいただいているところであります。公立については直営なので市の予算で謝礼を払って実施。民間については、そういった経費に対する補助制度を設けているということになります。

○普光院委員長 私の知ってる自治体では、派遣する専門人材に市が委託していて、民間園も市に申し込めば市が委託料を払って専門人材を派遣してくれるところもあります。そういう意味ではその民間園さんのご不満というのもそういうところにあるのかなと思います。骨子案にもそのことを書いております。

それから資料61について、この役割実施のための必要人員のイメージについて、巡回支援指導対応というこの行がおそらく違和感を持たれる方が多いのではないかと思います。骨子案の役割のところにも、巡回支援指導や指導検査を市が実施するときの人材を育成するという書き方になっていて、公立保育園自身が指導するわけではないという、公立保育園の職員の方からもそういう不安が出ていました。その点を抑えると、この項目はもしかしたらこのような書き方ではなく、いわゆる民間との連携を作る職員ということかと思います。民間園との連携を作る職員というのも専門、専門の職員を置くのかどうか、通常ですと割と公立園の主任さんがやっておられるのではないかという感じもするので、これは、もちろんおいた方がいいことはいいのですけれども、2名となっているのが過大に評価されてるかもしれないと思います。

○堤子ども家庭部長 そういう意味では、巡回支援指導対応ではなく、骨子案に合わせて巡回支援対応の方がよかったのではないかと考えています。その上で重なるかもしれませんが、民間園連携対応としてはコーディネーターする方、それから巡回支援対応としては2人チームで各園を回っていく方というのをイメージして、実際には連携対応の人とプラス1名で各園を回るということもあり得ると思うのですが、一応分けたときの場合で、それぞれそのような役割が必要というイメージを書かせていただきました。そこまでの人数は少ないのではないかとご意見もあるかと思いますが、一方、職員アンケートでは別に人員を配置する必要もあると書かれている部分もございます。

○普光院委員長 ありがとうございます。

巡回支援対応というか、連携を作る役割と支援対応という感じでしょうか。もちろん、ここに意欲的に人を割くというのは私も反対するところではありませんので市のイメージがそういうものであるのは良いことだと思います。

それから難度の高い保育の対応ということで、受け入れ児童1人に対して保育士1名程度となっていますが、まず医ケア児に対しては、国の方から看護師配置と保育の補助職員と、保育士の研修受講のための経費が補助金として予定されております。そういった補助金も取り入れるということは非常に大事ではないかと思えます。

それから、難度の高い保育その他の対応なんですけど、これはもう長い障がい児保育の歴史の中で国としても障がい児保育の補助金というのが出ており、そのような障がい児加配というのはすでに小金井市でも実施されていると思うんですが、それ以上に加配する必要があるということですね。

○堤子ども家庭部長 さまざま考え方もあるところだと思いますが、医療的ケア児についても、また障がい児に対しても、会計年度任用職員または加配職員をその子がいる間だけつけるというのが今の制度です。ただ、役割として率先して受けていく、新たな受け入れ方を模索する、切り開いていく、その経験を蓄積していくとなると、正職員で実際に1人1名配置できるかは置いておいて、公立園がそれを主導していく、知識や経験を蓄積していくための職員が必要ではないかという観点があるからです。現在、医療的ケア児、障がい児の受け入れだけでも実際、会計年度の加配だけではなくて、しっかり注意していく関係から職員がかなりフォローしている例もあるところで、まして率先するとなると正職として対応していくことが必要かなという観点で書かせていただいたものです。

○水津委員 ここの難度の高い保育に対する対応というのは、あくまでもその園に来た児童が保育を受けるためだけのものに限らず、例えば市内でのそういう状況の把握だとか、そういうこともそこに含めることは考えられますか。どの園でどういうようなことがどこまでできているのか、何かそういう情報、私はいつも思っているのですがどこの園に行けば自分の子どもがいかに幸せに暮らせるのかということが親にとってすごく重要だと思うので、そういうことを把握するのは行政だと思っています。その現場の対応みたいなものも含まれるとすると、今、行われている加配の部分の配置とはやはり少し意味合いが違ってくると思いました。

○中島保育課長 今の部分でいくと、窓口の対応がメインとなりますが、入所のときにどのような園を選ぶか、どのような保育園がどういう保育を実施しているのか、実態としては、小金井では今、窓口には事務的な職員しかおりませんので、そこに保育の経験者がいて相談に応じてご心配なところ、それに合わせて保育園をご案内するという専門的なご案内まで至っていないのが実態と思っております。

また、医療的ケアに関しましては、福祉保健部のほうで医療的ケア児コーディネーターが制度化されまして、今市内で活動していただいている部分があります。そういった側面でのコーディネート、調整については実態として入っていただいていると考えています。現場として各保育園での加配が必要なお子さんへの保育の状況の共有というか、連携とかになりますと民間園連携対応や巡回支援対応とか側面のところで担っていただくような役割になるのではないかと、お話を聞いていてイメージしました。

○水津委員 その辺のところは総合的に細かいところを整理していきながらで、大きなイメージとしてのこのぐらいの人員が必要だろうということが今ここに出されているわけで、具体的な話はまたあとの議論で、ということですよ。わかりました。

嫌な質問かもしれませんが、前の子育てプランのときに保育園の窓口でコンシェルジュ機能を、というのがあったと記憶していますが、そのコンシェルジュは事務的な機能ということでとどまっているところ、もう少し充実させることが可能になればと受け取っていいですか。

○中島保育課長 そのコンシェルジュ機能のところについても保育士の有資格者ではない形になりますので、今後そこをよりグレードを上げるとなるとやはり保育経験者の配置、そういうところに踏み込むかというお話かと思います。

○水津委員 あの段階で私はそこまでできるものとばかり思っていたので、認識が甘かったということですね。

○普光院委員長 コンシェルジュについては、保育の専門性というよりは、どちらかというと地域事情の情報をしっかり整理する人物がいればよいのではないかという気がしています。普通、子育て支援センターが設置されますと、国から補助金がでて保育士も入っていけるのですが、保育士でもいいんですが地域の情報を把握して、相談にきた保護者が保育園に子ども預けたいとなったときにどういうニーズなのか、例えばお子さんが健常児なのか障害お持ちなのかなど、様々な条件、どの辺まで通えるかな等を聞いた上で保育園の案内を行うというのがコンシェルジュです。これは他の自治体でも事務職員が行っているのではないかと思います。保育士がやってもいいのですが、そのあたり子育て支援センターにしまえばそこに地域担当保育士のような職員を配置できるので、その人がそれをやるという考え方ができると思うんです。従来そういうものがあつたのであれば少し整理する必要があるかもしれません。

○八木委員 今で思い出したんですが、さくらシートといってお子さん1人の養育とか療育とかの記録をすべて1つにした、ワンストップですべて担っていけるというパッケージのものが確かあつたと思うんですが、それは断ち切れになってしまってるという感じでしょうか。

○中島保育課長 所管は福祉保健部のほうで、メインとなるのはきらりを軸にしたサービス展開の話だつたと思つてます。

○水津委員 いずれにしてもきらり1つで色々なものの窓口を全部というのは非常に難しいなというのは思っていたので、これが色々なところで広がるようになったら、その中間支援の待ちみたいなのとかが解消されるようになればすごくいいと思います。コンシェルジュのことは、あの時点では目玉のように言われていて気になっていたので聞きました。
ありがとうございます。

○普光院委員長 古山委員、お願いします。

○古山委員 今のコンシェルジュという話は、私は存じ上げていなくて、そのコンシェルジュ

の機能として、今、委員長がおっしゃったところでは、健常とか、発達障害、配慮が必要な方とは関係ないコンシェルジュの入口ということだったと思うんですけどもその当時の話の中ではどういう役割として位置付けられたのかというのを簡単に教えていただけますか。

○中島保育課長 基本的には当時コンシェルジュを始めた当初は、小金井市は200人を超える待機児をかかえていました。保育施設自体が少なかった部分もあります。そのうえで保育園の申請する方は毎回初めての方が多く、ご兄弟がいて経験があったとしても制度の変化が激しくて、例えば3つ下のお子さんの保育園の申請のときには一から勉強し直すぐらいに感じますという保護者の方も多かったのが実態です。特に保育園の状況については保育課の窓口相談機能きちんとした職員、コンシェルジュをおく、そういった部分で満額ではないですけども補助が出るという取組がありましたので活用しています。それ以前は保育課の職員が直接窓口に出たりしていた状況でしたが、専門で会計年度任用職員ですけど受付け、相談を行っていただく方を配置できたというのが取組の成果かなと思います。まずは保育園入所の相談の入口のところでの対応について、配置を行ったものです。

○普光院委員長 ありがとうございます。

それでは先の説明に入らせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

○堤子ども家庭部長 資料63と64、それから資料62骨子案の在り方の部分についての説明させていただきます。

資料63市立保育園の配置イメージです。最初の区分けの検討イメージの配置案の検討にあたって留意すべき要素の方はご覧いただきたいのですが、配置を検討するにあたってはこのような要素があると思っています。そのうち特に園数と距離に応じた地域区分ということで、園数は役割の1から4すべてに関連しますが、連携する民間園の数という意味で、距離のほうは地域の拠点として地域の方々が立ち寄りやすいという意味で影響すると思ったのでこの園数及び距離に応じた地域区分案を2園から5園それぞれまとめさせていただき、カラーで表現させていただいたものです。

この各ページの右下にはそれぞれの場合の民間保育園の園数、児童人口、地区面積をまとめております。また赤い線で円が書かれておりますが、こちらは各園からの半径2kmの距離を示しています。西東京市のとりまとめを拝見しても、2キロを超えてくると通うのは難しいというのがありましたので、その境界で補助線として引かせていただきました。

これに関連して、古山委員からご提供いただいた資料を強化する形で作ったものが資料64になります。

26市における公立保育園の状態です。公立保育1園あたりの0から5歳児の人口及び民間保育園数を公立保育園が5園から2園の場合で比較したものでございます。各市この黒い括弧で、例えば一番上の三鷹市の場合は13（4）と書いておりますが、13が公立保育園の総数、括弧内がそのうちの公設民営の保育園の数となっております。ご覧のとおり26市中5市には公立保育園がございません。その上でグラフは、公設民営も含む公立保育園数で0から5歳以上の人口で割ったグラフとなっております。小金井市は、概ね中位と考えられると思っていますところ。その上で公立保育園を2園から5園としたときには、小金井市はこのような位置になるという確認をしていただければと思います。

それでは資料62をご覧ください。在り方について、まず5ページ4(1)5つの課題への対応策として、八木委員、水津委員、田中委員のご意見を踏まえて書いたものであります。どういう考え方はコメントを参考にいただければと思います。

5ページの下から6ページにかけては、4の(2)市立保育園の役割の速やかな実現のためにとしておりまして、この間の議論及び渡辺副委員長のご意見等を踏まえて、信頼関係、連携の仕組みづくり。それから職員アンケート、八木議員のご意見等を踏まえて人員不足や老朽化への早急な解決が不可欠であるということ、そして、その上で複数案を示すという形となっているものでございます。

中段(3)のその他では、この間、民間園長の委員からご発言があった巡回支援の拡充のこと、それから古山委員、大前委員、田中委員のご意見にもあった教育機関との連携、それから渡辺副委員長、大前委員からご指摘のあったDX活用、そしてさくら保育園の在園児の支援配慮についてでございます。

下のメモの部分は参考でございまして、備忘録として書かせていただいたものでございます。

私からの説明は以上ですが、委員長、補足があればよろしくお願いします。

○普光院委員長 今、ピックアップしてご説明いただいたんですけども、3と4は新たに書かれた部分ですので、これは訂正ではなく加えたところの説明です。

本来ですと順を追って、どのような項目が立ってるのかということを読み上げていかなくはいけなかったのですが、時間の関係もあって省略をさせていただいております。

3の方で役割を実現するための課題として、市立保育園の適正な配置であるとか、保育士の人員不足であるとか、園舎の老朽化をあげ、そして4の市立保育園の在り方への課題への対応策ということで、諮問された5つの課題への対応策をそれぞれ、3と重複する部分ありますが3を踏まえた上で、諮問された項目ごとに答申としてはこういうことが言えるのではないかとということが書かれているわけです。

(1)が諮問されている5つの課題への対応、(2)が市立保育園の役割の速やかな実現のためにというまとめを書いてあり、(3)にその他、今回検討した小金井市の保育の現状から求められることという内容がありまして、先ほど私が触れました民間への専門人材の派遣を行き渡るようにや、皆さんから出ておりました地域の教育機関との連携をもっと行ったらどうかというようなご意見、DXを積極的に活用して連携を実施すること、そして一番最後になっておりますが、さくら保育園在園児に必要な配慮を行うことを入れているという作りになっております。

それでは皆様からご意見をいただきたいと思います。

尾高委員、お願いします。

○尾高委員 「コドモン」というのが出てきていますが、これはどういうものなのでしょうか。

○普光院委員長 私は、「コドモン」でオンライン研修もやっておりますのでお答えしますが、「コドモン」はもともと連絡ノートのアプリです。連絡ノートをスマホやタブレットでやりとりができる、各家庭と個別にやりとりができる、それからクラスに一斉に配信もできる写真も「コドモン」に入れておけば、各家庭で申し込みできる、など、色々機能があり、どんどん充実してきています。

○中島保育課長 小金井の場合、コロナのとき、登園した児童数の把握、コロナ陽性者を把握して

保健所とやりとりを行うのですが、困難をきわめました。そこをスムーズにするために、まず登降園管理システムと欠席の連絡用として導入をしています。

今、委員長からあった連絡帳機能について、当市ではまだそこまでの機能導入には至っていません。まず入口で、登降園管理と欠席連絡のやりとりがメインとなっています。その他いろいろサービスがありますが、それには各保育室にタブレットないしノートPCが1台ずつ必要になる、民間においては各保育室に2台置いている例もありますが、通信機能、Wi-Fiの導入など、非常に導入コストが高いものですから、公立園ではそこまではできていません。

○普光院委員長 古山委員、お願いします。

○古山委員 利用している保護者としてですが、登降園管理に加えて、お便りも「コドモン」を通じてPDFで配信していて、紙の配布を少なくしているというところもあります。

○尾高委員 今後の活用の長期的なビジョンなどはありますか。

○中島保育課長 私もそうですが、現場としては活用を進めたいという考えは持っています。ただ導入コスト、そこが大きな課題です。

○普光院委員長 民間園では導入が進んでいて、例えば子どもの様子を写真に撮ってすぐ保護者に流せるとか、保護者との関係づくりにも良い影響があるので、公立保育園にPCなど設備がないということが、色々なことのネックになると思うので、そこは急いで整備をしないと、どんどん時代遅れになってしまうのではないかとということを心配いたします。

他にも特にここが、というご意見やご質問などありましたらお願いします。

○大前委員 たびたびで申しわけないのですが、諮問された問題以外にその他の課題のところでは障がい児の支援枠ということは本当に入れて欲しくて私も10年ぐらい前に自分で会社を興して、障がい児の訪問介護をやっていました。令和3年に医療ケア児支援法が施行されて、地方自治体等保育園設置者には支援を講ずる責務があると法律で明記されていますので、繰り返し保育課にも確認していますが、ここに医療的ケア児の先ほどの資料60には、医療的ケアに対応してる民間保育園が6園とありますがけやき保育園の医療的ケア児のお母さんから伺うには、5年前に私立保育園全園に電話したけれども全園に断られて、保育士配置しているけれども受け入れることはできませんと言われた方がいらっちゃって、実際この民間園6園となっていますけれどもどれだけの人員を受け入れているのか。医療的ケア児超重症児スコアというものがあるんですが、重症児に対して呼吸器をつけている、うまく透析をしているとか、気管切開をしてるとかという難度の高さを判定するものがあるのですけれども、実際にそういう難度が高い人たちを医療的ケアというところで受け入れているのかという資料は全然なくて、ここはしっかり書いていただかないと今後の配置の問題として非常に大変だなと、育てるもすごく大変で看護師、保育士を確保するよりも、医療的ケア児を見ようと思う看護師を自分も採用する側だったので探すのはとても大変だし、今いる人を育てようと思うと半年、1年研修に行っていたかかないと預かる側として、看護師としても吸引をしたり、透析してる子の管理をするのはかなり不安を感じると思うんです。もともと看護師として大人の方しか見ていないとか、医療的ケア児を見てない方に関してはすごく受け入れに拒否を示す方が多

いので、しっかり計画を持って研修を1年ぐらいかけて受け入れ体制を整えていかないと、医療的ケア児の支援枠は増えていかないと思うので、自治体で受入れる、支援するという責務があるので、きちんとしっかりと研修計画を作っていただきたいと思っています。そのために医療的ケア児を内部疾患で何もついてないけど今後手術が必要ですよというところも医療的ケア児に入るのですが、しっかり呼吸器をつけてとか、気管切開をしているとか、何か機器がついてる人たちの数をみないと、その研修計画とか人員配置とかはしっかり体制が整えられないと思うので、計画的な支援体制を求めるところを明記していただきたいなと思います。そのために繰り返し資料くださいと、最初の方から言ってますが、医療的ケア児の受入れる人数と実際にいる小金井市の人数とかがわからないので、医療的ケア児コーディネーターの方はケアしてる方、ケアプランで毎月情報を受けているはずなので、きちんと把握して資料として明記していただきたいと思っています。

○普光院委員長 医療的ケア児の支援法は令和3年にできた新しい法律ですので、対応がまだ十分ではないところはあるのではないかと思います。

大前委員のおっしゃるとおり、法律では明確に自治体や事業者の責務というものを定めておりまして、例えば施策を講ずるにあたっては、医療的ケア児及びその家族が居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにするというのも言っておりますし、保育所や認定子ども園、その他の保育施設、放課後児童クラブ、学校等に対しても、利用している医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を有すると書いてあるので、かなり強く求められています。ただし命に関わる問題ですので、どんどん受け入れましょうというわけには絶対いかなければなりません。公立保育園の職員の方の危機感もありまして、この老朽化した施設では、例えば、医療機器を動かす電源だって不安定になるのではないかなど、色々な不安があって、医療的ケア児どんどん受け入れていいとは思えないというご感想もありました。

とにかく、小金井市としては、もちろん公立が率先して受け入れるべき立場にいると思いますけれども、民間の、特に社会福祉法人の園などは施設はしっかりしておりますし、幼児クラスはかなり空きがある園もあるようです。そういった民間園さんを支援して、公立と一緒に頑張ってやっていくしかないという状況だと思っております。

ただ大前委員がおっしゃるように、やっている園は公立5園と民間6園ですというだけではニーズがわからないので、もう少し情報を出すことはできませんか。

○堤子ども家庭部長 再三資料要求をいただいているところですが、医療的ケア児の数等については公表されておられません。自立生活支援課でケース等の把握をしていますけれども、その情報に触れる担当は誓約書を書いていて、担当者以外はその情報に触れないとなっているとのことで、我々も触れることができないものです。

その上で僕が理解しているところでは、市内の医療的ケア児については、3園で3人をお預かりしています。それに加えて医療的ケア児の範疇に入らないけれども、かなり難しいケースを医療的な面を含めてケアしている事例があると認識しています。

大前委員のご指摘について、計画的に率先してノウハウを蓄積するとか、研修等含めて進めていくというのはうなずけるところもありますが、数の問題についてはアンケートでもありましたとおり、まずガイドラインも必要だとか、まさに命に係わる重大な局面を迎えることもありますので、集団保育との兼ね合いの中でも行っていくという部分もあります。数を増やすことについて、しっかり受け入れられる

環境をつくる難しさもあるし現場の不安にも寄り添ってそれを解消していく必要もあると思っています。まず数字が出にくいのはそういう理由です。重症度についてのことも、ご意見をいただいているそういうものは、一切情報として公開していないということをご理解をいただきたいと思います。

○尾高委員 先ほどの医療的ケアについて、もし載せられたらなんですが、小金井市にはアイビーとかモアとかがあるので、そことの連携、行政と民間、公立に関わらず保育園の保育士さんや保育課との連携というのが一文載せられたら、医療的ケア児とか障がい児の受け入れをこれからもやりますということで、いけるのかなと思ったんですけども。アイビーとかきらりとかモアをきちんと活用していきましょうということをもまず明記してみたらどうかと思いました。

○普光院委員長 その連携は欠かせないものですね。児童発達支援センターは、絶対に中核となるはずなので。

そのあたり、プライバシーの問題があるから数がわからないということでしたが、行政が計画を立てる場合には数はどうしても必要です。例えば医療的ケア事業、国から補助金を取るにしても数がないと申請できないと思うんです。おそらく他の自治体では数くらいは出しているのではないかと思います。例えばどんな医療的支援が必要なのかという内訳までは出していなくても、全体数として何人ぐらいのニーズがあるのかということとはわからないと、何もできなくなってしまう。

○水津委員 ここの難度の高い保育を率先していくという部分の内容をもう少し医療的ケア児も含めて深めに書いていくことで、具体性を持たせるというようなやり方が望ましいのではないかと考えています。数の問題は今議論してもどうしようもないので。

○普光院委員長 この役割の表は端的にまとめるので、これ以上は表の中にあまり入れたくないのですが、その下に表に続けて4つの役割の補足説明も入れるのでそこにもう少し入れるべきではないか、再三おっしゃっているニーズの把握ということも含め入れる必要があるのではないかと思います。

○田中委員 このペースで議論をしていくと全然時間が足りない気がします。
進め方をどうこう言っているのではないのですが、もう回数も少ないですし、例えば4の後半は非常に深刻な問題なので。

○普光院委員長 それでは、いきなり飛びますけど、配置について複数案を掲げるというそちらの方についてご意見があればお願いいたします。

○大前委員 6ページ目の市立保育園の配置および定員についての複数案を示すと、いきなり5園4園3園となっていて、これの根拠となる話は全然していないので、あと1回、話をして答申の結果を出すのは無理があるなと思っているんですけど、ここの根拠を話し合うのに定員減に関しても、人員、予算の確保はどの程度足りないのかと言う財政の問題を提示されてないのに、ここで私たちが5園です、4園です、3園ですという答えを出すこと自体が無理があるのではないかなと思うんですが、皆さんどう思いますか。

○普光院委員長 私の意見なんですが、5ページにこの検討委員会に諮問されている課題の内容が5つあったわけですけども、③保育サービスの拡充に向けた予算の人員と人員の

確保、④公立保育園の公費負担、⑤自治体経営の観点と上がっていて、これは当初5園の存続が非常に財政的に厳しいと補足で説明されていたと思います。

私の個人的意見を申し上げますと、園庭保有率の問題もあり、5園継続していただくのが個人的には非常に望ましいし、市民のニーズとしてもやはり今、駅近の公立保育園はどの年齢、クラスも満員です。空き状況を見る民間サイトで小金井市内の保育園をつぶさに調べたのですが、公立園が一番人気があります、駅近のところは。今、段階的縮小になっている園はもうさすがに空きが出てますが、そういうのを見ても、距離もあるけれども、やはり園庭のある園であるということはとても大きいし、もし存続するという見通しであれば、もっと空きが少なくなっているのではないかとも思い、かつ、私自身が考えてきたこの役割を充足するという意味でも、なるべくこの状況で5園は存続できたらいいなと思いました。

ただ、公立保育園の方々の職員アンケートを見ても、人員の不足というのは非常に深刻で、今行っていることを安全に継続するだけでも精一杯であることが読み取れました。それから老朽化も先日見に行かせていただいて、なぜここまでこの状態になってしまったのかとは思いますが、この状態を改修するにしても相当きちんとやらないとできないということがわかりました。

そのような諸々にかかる経費のことなどを考えると実現不可能になってしまうのはどうなのかということで、園数及び定員の減少で調整して、何とかここにあげた役割を果たしながら住民の皆さんのニーズをしっかり受けていくことができないかというのが私の考えたことです。

私としては、なるべく園数は多いほうがいいという気持ちはあります。実際、大前さんがおっしゃってるように財政状況はどうだという数字もない中で判断できないというご意見がありましたが、そのとおりだと思います。私も判断できません。まして、数字があっても判断できないというのが実際にはあると思うんです。ここから予算とっていきましょうという話はここでできませんから、そういう点では、検討委員会としては、こういうことが必要だと思う、については委員の中ではこのような提案、意見が出ましたという形にまとめたいと思っております。

○田中委員

1回目か2回目の委員会で、予算の問題というのは一旦保留して、どうあるべきかというところから話し合いましょうとなりましたし、そういう点ではお金がないから潰さざるを得ませんねという議論は建設的ではないと思います。

私自身は、ここにも書かせていただいたんですけども、5園維持が当たり前だという前提の上で、厳しい状況の中で、現状の延長線上に5園を置くというのはなかなか難しいし、人口減少もあるしといったところで、どう維持するか、どう残すかの在り方だと位置付けてずっと話をしています。そこで人数を減らしていくであるとか、老朽化のところをどう移すとか、近隣に何か場所があるから、そこで小規模にはなるけれども維持させるとか、なにか方法ないかという発想で考える。要は我々がどこにベクトルを置くかによってまったく違った形で議論が収束する。

ちょっと気になっているところは、さきほどの人数の案についても、確かに人員は必要ですけども、5園を3園にして、余った人数をどこかに振り分けるかみたいな話にもなり得る話です。そういった収束的な思考で私は考えたくないというところがあって、意見を書いています。ただそれではやはり納得できない、私はどうしてもこの数ではのめないという方がいた場合に、そこで両論というか、複数案というところが出てくるというのが順当な考え方なのではないかと思っています。4園になったらどうしようとか、その分どこに振り分けますみたいなことを言い始めると、どんどん減っていくというのがわかるので、そういう議論はしたくないと

思っています。

○水津委員

そういう議論をするとは私もイメージはしておりませんで、今まで公立保育園の在り方を検討するもとの発想の1つとして、定員減ということと園の老朽化と財政の問題が上がったと思うのです。そのことを総合的に考えて、公立保育園の在り方はどうあるべきかということと話合ってきたつもりなので、その公立保育園の役割を果たすために、3園拠点にしたらどうなるかとか、それとも5園のままで拠点を分けて、規模を縮小してやるのかとか、そういうことを全部意見を出して、それぞれ意見があったという形になるのは、ある程度仕方がないに思っています。ここで何園だというような結論を出せるとはさすがに思いません。ただ、今まで通りの同じ公立保育園5園の運営というのは、それは難しいということは理解した上で、どのように考えるべきかということを整理する必要があると思っています。

ちなみに、私は5園の中のいくつかを拠点として残した後、必ず子育て支援に関する建物として残して欲しいという意見を出しています。

○尾高委員

私も水津さんと同じような意見ですが、令和4年9月改定の新たな保育業務の総合的な見直し方針というのが出されておまして、令和4年度から要は更新というか改定がされていない状況なのです。一番最初に私も言ったのですが、公立保育園が1園になろうが5園のままであろうが、公立保育園の在り方というのは常に考えていかなければいけないと思うのです。まずは水津さんが言ったように、廃園になった跡地というのは、見直し方針にもありますが、市民の方の意向に沿って売却せずに子ども施策に活用するといったことが総合的な見直し方針の中に書かれています。こういったことを踏まえて、5園にこだわる方がいらっしゃるのには確かにわかりますが、ただ私の中では、今、問われてるのはやはり1園になろうが5園だろうが10園に増えようが、公立保育園があるのであれば、その在り方は私たちは常に考えていかなくてはいけないと思うので、まずはそこからかなと思っています。

○普光院委員長

配置をイメージしやすくするために、資料63と資料64の東京都下での公立園の状況が実際どうなってるかというものを出示していただきました。とてもわかりやすい資料ではないかと思います。

2キロ圏内というのは、西東京市の各子育て支援センターにどこから人が来てるか全部調べて、人数を町ごとに書いてある地図を検討会で事務局が作ってくださって、それを見ると2キロを超えるとさすがに来ないというのがわかって、それに準じていただいたものだと思いますが、2キロというのは徒歩だとかなりかかりますよね。もう少し円が小さいほうがよかったとは思ってはいますが、一応5園の場合と、順番に2園までのパターン。2園というのは過去の計画で最終的に2園まで減らすことを想定していたということで挙げられています。

○尾高委員

民営化のときの名残で、いろいろ議論があつて、先ほども言いましたが、令和4年9月改訂版の新たな保育業務総合的な見直し方針の中には段階的縮小で最終的に2園というものが載っているという状態です。

○普光院委員長

ありがとうございます。ということで、2園のパターンまで出示していただきました。ここで園数となっているのは、その地域内の民間園の数です。例えば公立5園の場合ですと、9園ずつ民間園の連携園がある、公立4園の場合だと11園とか12園とかになるということです。あと、古山さんが出示していただいた資料をうまく

活かして書いてくださったと思いますが、人口に対してこうである。この数だけだと判断が難しいのですが26市、他の市と比べるとどうなのかが資料64になっているわけです。これで見ますと表面が人口、裏面が民間施設の園数ということで5園、4園、3園、2園という場合に分けて出していただいています。ですから、公立保育園のない自治体は除いて5園ですと真ん中あたりにいますけれども、だんだんに下に下がっていくという状態があります。つまりこれは、1園あたりの人口が少ないほど、手厚いという意味で作成されているわけです。1園あたりの受け持つ子どもの人口が少ないほど、色々手厚い支援ができるのではないかと。それから、裏面のところも民間園の数が20園にもなってしまうと、連携は難しいということも考えられますので、少ない方が連携しやすいだろうというようなことも言えるかと思っています。

○八木委員

具体的に何園だったら、どういうネットワークができるのかというイメージを持つということだと思っています。検討委員会がもともとは園をいくつに減らすべきだというのが最終着地ではなく、保育園として公立の保育園はどのような役割を持つのかということを考えていけば、おのずと、これとこれとこれをするのであれば、やはり保育園は公立保育園が多いにこしたことはないのはもう現実ではあると思いますが、最小のコストで最大の利益を生むことを考えていくということ、これは行政としてはとても必要なことなんです。

お金のことを言われるかもしれませんが、皆さんから賛同は得られてはいないのですが、今回この公立保育園の役割をいろいろ整理して、膨大な役割があるということがわかりました。これだけの役割を果たすのであればセンター的な園があってもいいのではないかなという意見を何回か言わせていただいたのですが、委員の皆さんからは少し違うかなという意見をいただいております。ただ、なんども言いますが、5園ありきではなく、公立園の役割としてはどうなのかを先に見て、そしてこの委員会では、何園があるべきだということころまでは出さなくてもいいかなという気もしています。

○古山委員

今の八木委員の意見は、私も本当にそうだなと思っていて、今のたたきでは5園、4園、3園という複数案となっているけれども、必ずしもこの園数を出した答申を出す必要はないかなと思っています。ただこの5つの課題というのは、諮問として入っているので向き合わなければいけないことで、5のパターン、4のパターン、3のパターンと出すと私たちも委員として何かを根拠として5、4、3というのを出さないと答申にならないと思っています。それを残りの時間でやるのですかというのがあります。なので、ここで園数を出すのではなく、この5つの課題に対してどういう対応方針が考えられるのかという答申にすることで、この役割を果たすために数は多ければ多い程良いよねというのは、現実的はおいておいて、そこは多分共通認識としてあると思っているのですが、ただ現実問題というのがあって、この委員会の中で財政のところを話すというのは限界があるので、やはりこの答申の出し方としてこの5つの課題に私たちがどう向き合うのかとなったときに5、4、3ではなく、それぞれに対してこういう対応、方針、考え方というのでできるのではないですかという出しの方が建設的なのかなというか、私はこの①、②、③を出すこと自体がもう無理があると思っているので、答申を出す残りのリミットを考えたときにそのような考え方がいいと思ったので意見を出させていただきました。

○普光院委員長 骨子案にはこの①、②、③の複数案を示すの前のところまでは、まさに今おっし

やったようなことを書いているつもりなんです、それについてはどうですか。その過不足という点で。つまり、例えば諮問に対してもそうですし結局は予算を確保してくれみたいなことは書いてあります。他にも国の補助金を得るとか、そのようなことをいろいろと書いているわけですが、このような内容を争点にしているという点なのではないでしょうか。

○古山委員

私自身もまだイメージできていないのですが、もしわかりやすく書くのであればこの5つの課題を、これも残りの時間でどこまでできるのかとは思ってはいるのですが、それぞれに対してこういう解決策、対応策というのが考えられるのではないのかというのを出した方が意見を出しやすいし、残りの時間の中で答申をまとめていくという意味では現実的かなと思っています。

先ほど委員長が気持ちとして、5園維持というのを思っているというのは私は対象園の1保護者としてとてもうれしかったですし、私自身はやはり5園維持というところをしっかりと思っていて、ここまで参加をしてきていましたし、そこは5園の代表としてここにいるので無責任なことも言えないと思っています。この5つの課題に向かっていくとなったときに、これらの役割を果たすために5園があるのが理想だよね、それでは実際の落としどころという話もあるんですけども、そこを叶えるために、この5つの課題というところにどのような対応策が考えられるのかという方向で答申を作っていけたらいいのではないかという意見です。

○普光院委員長 田中委員から出していただいている複合型児童福祉施設化案とか小規模化案というのは割とそのまま入れるといいのではないかなと思って、コメント欄に全部貼らせていただいています。

○堤子ども家庭部長 行政としてはこの答申をいただいて、方針を見直して、条例案としていきます。条例案にしていくということは、諮問の中にあつた配置とか体制に関わってくるわけです。この議論がどこまでまとまるか、深まるかというところはありますが、ここまではしっかりと検討したという内容で答申をいただくということが大事なことだと思っています。そうでないと、たった1ヶ月でかなり幅のあるものを市長の考えだけで判断するということになりかねないからです。議論いただいても一つの答えが出ないものはあろうと思います。そういう意味では、5園、4園、3園、細かく言えば、論点として頂いていますが、定員減というやり方もあるのが1つ、それから複合化というのがある。あと3つ目として財源確保がある。その材料として資料を一部用意させていただいたつもりではあります。例えば大前委員のご意見から言えば、その5園、4園、3園がさらにそれが定員減、複合化、財源確保というのを重ねたときに、どのようなモデルとしてあり得るのかというのが見えないというご意見かと思っています。まずこのような内容でワークショップで骨子に対し市民がどう思うか、またアイデアをいただいて、さらにその上で4月の委員会があるわけですが、役割を果たすための体制としてもこういうのをやっていく必要があるというものを、もう少しイメージしたものをお示しして、それでわかるもの、わからないものがあるかと思いますが、それについてご議論いただくことも大事なかなと思っています。事務局が差し込んだ話をしている面もあるかと思いますが、結論が出るもの、出ないものがあるかろうと思いますし、踏み込んだご議論いただくことはそのあとの条例化等、具体化にとっても大事なことだと思いますので述べさせていただきました。複数案のどれかを選ぶということについてですが、この案だとなってくるということを検討、議論していただいたり、こっちの方がいいという議論があるかもしれませんが、そういったそれぞれについてのご意見を答申に入れていく

ということははすごく大事なことだと思っています。そういう意味では、複数案、それぞれこういうことになりうるだろう、わからない部分もあるけれども、というのを、事務局で正副委員長の知恵と今までのご議論を含めて何か資料考えますが、それをワークショップでいただいて、そこで出たご意見をもとに4月に議論していただくのが、議論が具体的になっていく上で大事だと思っています。

○尾高委員 私の感想なんですけれども、最終的にこれは議会に上程されるものなのですよ。なので、私たちがどのように思ってどのような意見を言ったかというのがとても大事なものは、堤さんの言うとおりのことです。ですので、ここでやはり考えること、思ったことをまた凝縮してここに載せて、それを最終的に議会で判断していただくということだと思うので、まずは出し切るというのは大事なかなと思いました。

○普光院委員長 時間的に、ワークショップの議題に移らなくてはいけないのですが、例えばそれぞれが園数について一言コメントするという宿題を出すというのはどうでしょうか。

○水津委員 先ほど堤さんがおっしゃったように、ある程度そのパターンの中で、今まで検討したものを盛り込んだ結果、このパターンだとこうなりますみたいな案について私たちが議論をして、これだとここが不足するのではないかとか、これだとどうだとかっていうことを話し合った内容を答申として渡すという形がいいのではないのでしょうか。園数とその場合にできること、できないことの関係というような意味で。

○堤子ども家庭部長 あと、事務局が作ったその資料ではわからない点があるということも含めて、これだけでは決めることができなというご意見も出ると思いますが、その議論が答申になって市長が判断する、議会にご判断いただくときの大事な材料だと思っています。

○普光院委員長 園数とできることできないことの関係についてはそれでいいと思いますが、対策については、骨子案でかなり書いているので、骨子案の内容に対してのご意見をいただくようお願いします。また新しいご意見をいただくことになると收拾がつかなくなってしまう。骨子案に対してここはこうした方がいいとか、ああしたほうがいい、そういうご意見にさせていただけると大変助かります。

○古山委員 私がどのような宿題になるのかイメージができていなくて、この5、4、3園に対しての意見を出すというのが、私は一般の普通の会社員なので何か新しいことを始める時、あるいは今行っていることをやめる時はそれぞれの効果測定というのを、メリット、デメリットを出した上で判断をするわけです。そのメリット、デメリットを私たちがここで出しあうということを今しようとしているのか、それぞれの立場とそれぞれの知見から出せるものはあると思いますが、それは行政から出てくるものでもあるのかなと思っています。

この部分は、これは対象園の保護者としての立場になるんですけれども、一番最初にこの見直し、いわゆる廃園条例の話があったときに、財政効果の資料が出されました。でもその財政効果の資料というのは作られ方だったり、ロジックおかしいよねという指摘を保護者からも挙げ、議会の中でも話がずっとありました。それは当時の市議会議員だった白井さんが一番よくご存じだと思っています。その後、私たち保護者からはこの財政効果はどうなるのと、そこがわからないのに私たちは納得できないよと言い続けたけれども、現状それは出てきていないんです。なので、

ここを進めるのにあたってすみません、堤さんが今お話されようとしてるところに答えがあるのかもしれないんですけども、ちょっと私今どうしたらよいかわからなくなっているのをお願いします。

○堤子ども家庭部長 残り2回なので、ものすごくタイトなスケジュールの中でどう議論を進めるかというのは委託事業者の黒崎事務所の力を借りてもなかなか悩ましいんですが、どちらかというと今は骨子案として一旦まとめる。それをワークショップにぶつけてみて、そうだとか違うとかという感想と、渡邊副委員長も何度もおっしゃっていますが、アイデアをいただくというフェーズが1つ。その上で今日いただいた議論を踏まえてワークショップに示す骨子の骨子というのは変ですが、この後ワークショップでの進め方で説明しようと思いますが、その場でご理解いただけるよう、ポイントをまとめるわけですから、それを正副委員長委員長からワークショップの一部として説明いただく流れを予定しています。その資料をまとめるのが1つポイントになって、そして4月24日の委員会でご議論いただくという三段階になります。

ですので、まず今日いただいたご意見を含めた、ワークショップに向けた資料としての骨子案をまとめるのが1つのポイントになると思っています。

そうだとすると、本日いただいた意見を踏まえた、ワークショップでの説明案を作成し、委員に共有するのが1つ。それに対して皆様からご意見はあろうかと思いますが、それも含めてワークショップで出たご意見も踏まえて皆さんに共有して、次の委員会でご意見をいただく。そして、先ほどお話ししたような答えが出る出ないの部分はあろうと思いますが、何園とか定員減、複合化、それから財源確保というところでどういうことがあるかというのを、もう少し具体的なイメージできるものを示してご議論いただく。そして答申の文書化を進めていくということになるので、そのたたき台というところが4月のポイントになると思っています。

そういう意味で、どちらかというと宿題というよりは共有した上で次回に備えていただく。拡散、アイデア出しについてはワークショップの方で、委員会としては一旦まとめた上で、次の委員会ですらに修正をかけるという流れかと思っていますが、いかがでしょうか。

○古山委員 ワークショップに出す骨子の骨子というのがどうなるのかというのはすごく大事で気になっていて、その内容によってはミスリードにもなりかねないので、私たちが見えていない骨子の骨子がワークショップにぶつけられるというのはすごく抵抗があるので、ちょっとそこの進め方というのは、私たちの踏ん張りどころというか、頑張らなきゃいけないところかなと思ってはいるんですけども、少なくとも委員の目が通ってない骨子の骨子がワークショップで市民の議題の元になるということは避けていただきたいというのが私の意見の1つです。

特に5、4、3というところをワークショップでどう出すかというのはすごく気になっているところです。

○普光院委員長 それはワークショップでは削りましょう。すごく変な乱暴な議論になってしまうかもしれないので。

例えば定員減したらどうなるかとかいう時に、今いる公立保育園の職員を今5園でこうだったのを4園で割ると何人ですというのも、私はおかしいと思っています。というのが、今、医療的ケア児の話とか国の補助金がついて看護師さんも雇えるはずなんですけれども、そういった色々な役割に関して補助金もついて、人員を確保できるかもしれない、そして本当にこの公立保育園の役割をやらせたいと思う

のだったら、たとえ園数が減っても小金井市としてはその人件費とかはある程度確保するつもりでないと、つまり同じ人数で園数だけ減らして人員確保をしましょうという考え方になってしまうと、とても貧しいものになってしまうのではないかな。何園減らしたら1園当たり何人になるかみたいな単純な計算は、私はあまりして欲しくない、そのようなものを出されたらとても寂しいなと思っております。

○尾高委員 古山さんの心配については、私もそうです。ですのでワークショップに出す骨子案ができたなら、メールで共有していただきたいと思いますのですが、無理でしょうか。

○堤子ども家庭部長 事前の共有はする考えです。ワークショップの説明に半分入ってきてしまいますけれども、この間の議論については、前回に続いて参加いただく方、追加でお声掛けした初参加の方と両方いらっしゃると思いますので、経過の説明は行うことになります。また、大事なのは役割なので、役割のことも説明する必要があるかと思っています。その上で課題をどう扱うかというのは悩みますが、信頼関係を含めた在り方の大事な部分というのは示すことになって、複数案を示すという部分をどうするかというのは委員長の発言もありましたが、ワークショップで示す熟度ではないというご判断だと思っています。

そういう意味で元に戻すと、今回そういう複雑さを、簡潔に理解していただかなくてはいけないので、パワーポイントの資料での説明が必要かなと思っていますが、その案を作って委員に共有し、最後は当日の話としては委員長に一任していただく。共有の上でご意見等を踏まえて委員長のもとにまとめていくという流れになると思っています。

○古山委員 ワークショップで複数案は入れないということであれば、それで承知しました。とはいえ、私たちは議論をしていかななくてはいけないとなったときに、この課題対策がマックスで発生するのは5園維持なわけですね。5園維持が一番、私は納得はしてないですけども、今難しいと言われていて、そうなると課題対応策を一番考えなければいけないのは5園維持で、であればまずは5園維持の対応策というのを作って、結果その中に4園、3園というのは包括されると思っていて進め方として、私もまだまとまってなくて申し訳ないですけども、やはりこの課題対応策というのを5つの課題も含めて議論をしていく上で、課題がマックスの5園、でもあったらいいな5園というところを進めて、結果4園、3園というのも、まとまってなくて申し訳ないんですが、課題が4園、3園であれば、もし財政ということだけで考えたらですけどもかかるお金は減っていくはずで、なのでそういう順番で考えられたらいいのかなと思ったのですが、うまく伝えられていないです、すいません。

○水津委員 みんな考えは同じだと思います。もともと5園維持に課題があるからこういう話になっているのではないかなと思っているので、そこは当然だと思うんです。その中で公立の在り方をきちんと立てた場合に、どういう方法が考えられるかの話をしなくてはいけないので、私としては事務局が正副委員長と一緒に考えていただく案みたいなものを幾つかいただいて、ここで次回検討する。次回の委員会はそういう時間にしていきたいし、もし宿題になるとすれば、その案が出たときに案を先にいただいて、それに対して意見を出して、次回、具体的なことをみんなで議論するということができたらいいのではなかろうかと思っております。

○普光院委員長 例えば財源確保の話の中には、事務局もすでに書いていただけてますが、国の補

助金を利用するとか、あるいは、骨子案に入っているのでは何か異論が出るかなと思っていましたが、保育料を適正化するとか、保育料をもし東京都が無償化するのであれば、その分、この前の話のように小金井市の財政が潤うわけですから、その部分を活用するなど、要素がいろいろあります。単純な計算はできないから余計難しいのですが、そのようなことも含め、もう一度この骨子やそれ以上のものを出し合って最後まとめられればいいと思います。

○古山委員 お願いになるんですが、そのプロセスのところ、今回、この骨子案は2日前に送付されてきて正直読み込めてないところもあります。今日この骨子案について意見を言いたかったところがあったけれども、やはり時間の関係でお話できていなかったり、もしくは事前の意見聴取のところ、また先ほども小金井の取り巻く問題のところの客観的事実として段階的縮小が進んでいるというのを入れて欲しいと言ったものの、それに対して何も今触れられていないというところは、私はすごく悲しく感じています。無視されたと悲しく思っていて、今回お話できなかったところもあるので、この出てきた骨子に対しての意見をあげるというターンを入れていただきたいと思ってます。

○尾高委員 これでもう多分市民ワークショップにこれが投げられるので、市民ワークショップがどういう段取りでいくのか、ぜひ部局の方にもう1回きちんと説明していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○普光院委員長 はい。それでは説明をお願いします。

○堤子ども家庭部長 骨子案への意見を、宿題ではないのですが聴取する機会をとって、それをワークショップの資料にも反映するという。そういう機会がということであれば、恐縮ですが20日中、1週間後のところでフォーマットを考えますので、ご意見を出していただけるとありがたいと思います。

○大前委員 これからフォーマットを作るのに、20日までに出すということですか。1週間もないということですか。フォーマットをいつもらえるのですか。

○堤子ども家庭部長 明日お出しする考えです。

○尾高委員 複数案のところは市民ワークショップでは出さないで、この骨子案が市民ワークショップで資料として提供されるとことでいいのですよね。

○堤子ども家庭部長 そう考えています。

○尾高委員 私たちはこの骨子案に対して、市民ワークショップに投げられる際には削られるところは除いたとしても、まだ他に意見があるのであれば20日まで出すということですね。

○堤子ども家庭部長 この骨子案について古山委員の方から意見を言いたいというご発言に聞こえました。寄せていただいた意見を次回の委員会でご議論いただければいいというものもあると思いますが、委員長もご覧になって、特に誤解を招く表現だとかも含めて、ワークショップの方の資料としても留意しようというものもあるかもしれないと思ったので、短くて恐縮なんですけど、20日中にお寄せいただければ、4月のワ

ワークショップの資料として間に合わせられると思います。ただ、ワークショップのファシリテーターの方々にはご負担をかけることにはなりますが。

○委託事業者 前回のワークショップもそうでしたが、今回のワークショップも、合意形成をしたり、何かを決定したりする場ではありません。

この検討委員会で委員のみなさんが議論されたことをワークショップの参加者の方々に語り、さまざまな角度からご意見をいただいて、それをまた検討委員会にフィードバックするというのが、本業務でのワークショップの役割や位置付けだと受けとめています。

ですから、検討委員会での議論を超えて、ワークショップで議論していただくということは避けるべきだと思っています。

時間がタイトななかで手続きなどもいろいろ大変だとは思いますが、4月の検討委員会で有意義な議論になるよう、ワークショップでいろいろな気づきを参加者の皆さんから生み出していただき、今後の検討委員会にお返しできればと考えています。

○普光院委員長 20日までに意見を出していただいたものを、黒崎さんには申し訳ないですけども、ぎりぎりになりますが、ワークショップに提出する骨子案を作って、ファシリテーターの方には現在の骨子案をもとに一応内容を考えていただいて、変更になった部分を反映していただくという感じかどうか。

○堤子ども家庭部長 ファシリテーターの方には、参加者の知識差や認識の差がある中、良い話し合いの場になるように、投げかけの仕方や場づくりについて工夫をしていただくことになるわけです。本題としてのこの間の議論を説明して、それについてどう思うか、また何か良いアイデアがないかというのを出していただいて、まとめていくという流れになります。良い話し合いの場になるような作り込みというのは先行して考えていただく上で、現行、今回お話しした資料をベースに検討結果を、この間の結果のところ別にすれば4つの役割とその複数案というところを別にした在り方の部分というのがメインになると思うので、それで下準備をしたいと思います。来週までにいただく意見は、これは特に付け加えたほうがいい、または、何が足りないかというのは寄せていただいて、ここは委員長にご一任いただいた上で共有という部分もありますが、ワークショップに提示する。そこですでに修正したもの、修正していないものが出るとは思いますが、特に修正していないものについては、4月の検討委員会の方でもご発言をいただいて、素案への反映を図っていくということにさせていただけないかと思いますがいかがでしょうか。

○普光院委員長 よろしいですか。
ありがとうございます。

○堤子ども家庭部長 それでは、資料65入らせていただいてよろしいでしょうか。

ワークショップについて、企画概要はご覧いただいたとおりですが、4月6日9時半～12時半の3時間、第一会議室で実施を予定しております。期待する効果についても、黒崎さんの方からもありましたが、委員会での検討内容についてお示しし、その中で問題意識を共有できたらと考えているものです。ルール、資料、必要な備品等についてはご覧ください。

裏面の2ページをご覧ください。現在考えているプログラム案としましては、最初30分のところで挨拶、進め方、ルールの説明、そして委員長からの骨子案のポ

イントについての説明をいただき、そのあとグループ対話の部分が中心となりますが120分を予定しております。そしてそれぞれのグループの意見を発表して、コメントを正副委員長にいただいて終了という流れとなります。ワークショップの結果については、黒崎事務所の方でまとめていただき、4月の委員会の資料として出していくということを考えております。第1回と違うのは、プログラム案の真ん中の(2)と(3)を逆にしています。前は委員長からの話題の提供があってからルールのお話をしたのですが、話題提起をすると、良い意味で参加してる方々の頭が内容に向いてしまいます。そういう意味で先に進め方のルールを説明してから話題提供してグループワークに入っていただいた方がスムーズだというのが得られた知見なので、そのようにしたいと考えているものです。参加者については公立保育園の保護者の方が10名、民間保育園の保護者の方が10名、一般の方が10名の計30名という構成は変えていませんが、前回の参加者以外にも追加でお声掛けをして30人になるよう参加者を募っていきたくて考えてます。

○普光院委員長 何かご質問等ありましたらお願いします。

○尾高委員 前回行けなかったのですが、見に行きたいという場合には事前に連絡が必要ですか。

○堤子ども家庭部長 事務局の方から連絡させていただいて、メールに返信をいただく形でお知らせいただきたいと思います。明日、意見募集にあわせてお知らせしたいと思います。

○普光院委員長 それではその他に入ります。
事務局からお願いいたします。

○堤子ども家庭部長 非常にタイトではありますがこの後の日程のご連絡です。

4月6日ワークショップがございます。正副委員長にはご参加よろしく申し上げます。委員の皆様も傍聴いただける方はご参加いただければ幸いです。

4月24日が第9回委員会でワークショップの報告、そして、骨子案を基に、また、骨子案についていただいたご意見をもとに素案として文章化し、提示したいと思っております。文書化したものについてご覧いただき、ご意見をいただく形になってくると思います。

5月15日が第10回委員会で、答申の内容を決定することを予定していますが、その上でそこまでの検討状態を踏まえ、どうしても追加が必要か等について考えていくこととなります。

○普光院委員長 もう本当に残り少なくなっていましたけれども、みんなで知恵を絞っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○古山委員 これはお願いになるんですけども、今回2日前にこれだけの資料が平日に送られてきてすごく辛いです。これを読み込んで仕事もしている中でここで生産的な議論をするためにも、事務局もマンパワーが減ってるのもわかっていますし、ワークショップの取りまとめとかでタスクが増えるのも本当に理解はしているんですけども、次回の議論はとて、これまでも大事でしたけど状況を理解しているので飲み込んで受け入れてきたのですが、今回は資料の提出というところはもう少し早くいただきたい。少なくとも意見提案シートは前回傍聴の方々にも1週間以内に出し

てくださいとご協力をお願いをしたけれども、意見提案シート出てきたのはいつでしたか、これはすぐ出せたものですよと私は個人的には思っているのです。もう打ちかえもしなくなったので。

次のところも骨子やワークショップの内容も踏まえて議論をするとなったときには私たちも一週間で宿題を出すというところを頑張ってやっているのです、この資料の提供というところはできれば1回週末を挟んで私たちの準備の時間をいただきたいと思っています。少なくとも今回の量が平日の2日前に来るというのは、私も正直今回準備不足は否めなかったですしこの2日の中でできることは睡眠時間を削ってやったつもりではあるんですけど、そこはぜひお願いをしたいです。

○堤子ども家庭部長 特に意見提案シートについては、2日前の提示となり大変申し訳ありません。次回は一週間前の18日（金）には送れるよう全力を尽くしたいと思っています。

○普光院委員長 本当に事務局も頑張ってくださいと私は思っておりますけども、本当に私たちも事務局も本当にタイトになってしまって、もう少し要素が少なければよかったかもしれないとは思いますが、やむを得ないと思います。

では後は、ただ頑張るのみですので皆さんどうぞよろしくお願いいたします。
以上で本日の議題はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

（閉会）